

平成23年度老人福祉施設指導監査結果報告書

機関名 東部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況
軽費	実地	平成23年12月8日	(社福)こうほうえん	ケアハウスいなば幸朋苑	—	指摘事項なし	—
軽費	実地	平成23年12月9日	(社福)こうほうえん	ケアハウス新しいなば幸朋苑	—	指摘事項なし	—
軽費	実地	平成23年12月12日	(社福)ふれあい	岩井長者寮	第1の1 入所者処遇の充実	感染症及び食中毒予防対策マニュアルについて、マニュアルは作成されているが、発生時の具体的な活動マニュアルが作成されていないので、作成すること。また食器類において、バット、大きな鍋等滅菌対応ができていないものがあったので、消毒等を行い適切な衛生管理によって感染症及び、食中毒予防に取り組むこと。	感染症及び、食中毒発生時の活動マニュアルを作成した。今後研修を重ね具体的にしていくこととする。(平成24年2月7日提出)
					第1の1 入所者処遇の充実	糖尿病等、医学的管理が必要な利用者に対して食事の管理が出来ていないので、関係機関と連携の上実施されたい。	現在個別の指示書は未作成であるが、今後担当医より個別の指示書を作成してもらい、それに基づき食事管理を行うこととする。(平成24年2月7日提出)
					第1の1 入所者処遇の充実	身体拘束の廃止について、マニュアルの作成及び、「身体拘束廃止委員会」等の設置がなされていないので、これを行うこと。	平成24年4月より「身体拘束廃止委員会」を設け研修等を重ねる。またマニュアルについても「身体拘束排除マニュアル」を案とし具体的に作成を行うこととする。(平成24年2月7日提出)

平成23年度老人福祉施設指導監査結果報告書

機関名 東部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況
特養	実地	平成24年12月14日	(社福)やず	小規模特別養護老人ホームきたやま	—	指摘事項なし	—
					—	指摘事項なし	—
					—	指摘事項なし	—
					—	指摘事項なし	—
特養	実地	平成23年12月16日	(社福)鳥取福祉会	鳥取市なごみ苑	第1の1入所者処遇の充実	身体拘束について、過去に身体拘束を行った事例は無いが、マニュアルが作成されておらず、やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き等が定められていないので、定めること。	平成19年4月に「身体拘束マニュアル」を作成していたが周知されていなかったため、研修会を行い全職員への周知を行った。(平成24年2月15日)
					—	指摘事項なし	—
軽費	書面	平成23年度	(社福)フォイボス	里久の里	—	指摘事項なし	—
軽費	書面	平成23年度	(社福)だんのさと	暖の里	—	指摘事項なし	—
軽費	書面	平成23年度	(社福)だんのさと	暖の里新館	—	指摘事項なし	—
軽費	書面	平成23年度	(社福)やず	ケアハウスすこ	—	指摘事項なし	—
軽費	書面	平成23年度	(社福)あすなる会	ケアハウスあすなる	—	指摘事項なし	—
軽費	書面	平成23年度	(社福)親誠会	ケアハウスひまわり鳥取	—	指摘事項なし	—

平成23年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 中部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項 区分	指摘内容	改善状況・今後の改善予定
特養	実地	平成23年11月6日	(社福)赤碕 福祉会	百寿苑	第1-1 (14)	<p>利用者が病院等に入院した場合の対応について、「特養」第22条の規定に則して、重要事項説明書の内容を改善するよう検討すること。 [指摘根拠]:「特養」第22条、「特養について」第4の10</p>	<p>重要事項説明書の下線を引いた文章を削除した。 「重要事項説明書」 9. 利用者が医療機関に入院された場合の対応 (3)1ヶ月以内の退院が見込まれない場合契約を解除する場合があります。この場合には本契約をもって当施設に再入所することはできません。また、入院後1ヶ月を経た場合も同様となります。</p>

平成23年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 中部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況・今後の改善予定
特養	実地	平成23年12月13日	(社福)みのり福祉会	倉吉スターロイヤル	第2-1 (11)エ	特別養護老人ホームに帰属する収入を実質的に公益事業に要する経費に充てている。 [指摘根拠]:老発第188号第2の2	みのりクリニックは現在、事業休止しており収入がないため。毎月発生するリース料・維持管理費の支払いができない状態です。今後事業再開し、みのりクリニックにおいて支払いが可能になるまでは、当施設が本部へ繰入金支出し、返済・支払いをしなければならない状態です。
					第2-1 (11)エ	理事会で議決された報酬額に上乗せして役員に賞与が支払われている。 [指摘根拠]:老発第188号第2の2	平成23年度からは改善しております。現在、法人本部で前理事長に対し、不適正に支払われた報酬について返還措置の準備を行っております。
					第2-1 (11)エ	予算額と決算額に著しい差異、又は予備費の額を超える支出が見込まれる場合は、あらかじめ予算を補正すること。 [指摘根拠]:老発第188号第2の3	平成23年度より、補正予算編成を行っております。今年度は9月末で補正を行い、平成23年12月20日の理事会で議決されております。また12月補正も行う予定であり、必要な場合は随時補正を行います。
					第2-1 (11)エ	支出に対する決裁の権限が不明確である。 [指摘根拠]:社援施6号前文、社援2618号、老発794号(別紙2)、定款準則20条	平成23年度より事務決裁規程を整備し、決裁の権限を明確にしております。

平成23年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 中部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況・今後の改善予定
養護	実地	平成23年11月4日	(社福)鳥取県厚生事業団	母来寮	—	指摘事項なし	—
養護	実地	平成23年10月24日	(社福)敬仁会	シルバー倉吉	第2-2(1)イ	介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する職員の採用時に、腰痛の健康診断を実施すること。 [指摘根拠]:「養護について」第5の7(2)、「腰痛予防」指針4(1)	1. 定期健康診断時の腰痛検査はスクリーニング検査とする 2. スクリーニング検査は「腰痛健康診断問診票」を使用(別紙添付) 3. 施設の衛生管理者がスクリーニング検査を実施 4. 腰痛リスクが高い職員は、検診時に問診票を提出し指導を受ける 5. 平成23年度2回目の健康診断時(2月予定)、問診票にてスクリーニングを実施する 6. 随時医師の指導の下、看護師・衛生管理者が連携し腰痛予防対策を進める 7. 施設安全衛生委員会にて作業環境測定を実施する
軽費	実地	平成23年12月15日	(社福)うわなだ福祉会	ラポム苑	第2の1(11)エ	サービス提供の開始に際して、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うこと。 [指摘根拠]:「軽費」第12条、「軽費について」第4の1	ラポム苑の重要事項説明書を作成し、平成24年1月以降に入所申し込みをされる入所予定者とその家族に対してラポム苑の運営規程の概要、サービス内容、特徴、手続きの方法、職員体制といった内容を、文書と言葉による説明で理解していただき、納得していただければ、重要事項説明確認書にサインをもらい契約に入ることとする。

平成23年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 中部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況・今後の改善予定
軽費	実地	平成23年12月15日	(社福)みのり福祉会	関金インターケアハウス	第1-1 (7)イ	感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)を定期的を開催すること。 [指摘根拠]:「軽費」第26条第2項、「軽費について」第5の11(2)	指摘の感染症又は食中毒防止について、検討委員会を設置し、さる1月18日に委員会を開催しました。今後は定期的を開催し防止に努めます。(3ヶ月に1回開催します。)
					第2-5	事故発生防止のための検討委員会(事故防止検討委員会)を定期的を開催すること。 [指摘根拠]:「軽費」第33条、「軽費について」第5の16	事故発生防止についても検討委員会を設置し、12月26日に委員会を開催し、ヒヤリハット等を検討委員会にて強化、確認し事故防止に努めて改善に努めます。(2ヶ月に1回開催します。)
					第1-1 (13)	関金みのりグループホームからの借入金を年度内に精算すること。 [指摘根拠]:「運営費・局長通知」5、「運営費適用・県通知」	関金みのりグループホームから借入している資金は、関金インターケアハウスが定員充足して軌道に乗るまでに必要とした資金であります。その残高23,556,861円は、現在の業況より一括年度内精算が難しく、長期返済計画(別紙)により返済致します。
					第2-1 (11)エ	現金領収した洗濯機使用料について適切に帳簿管理すること。 [指摘根拠]:社援施6号前文、社援2618号、老発794号(別紙2)、定款準則20条	指摘の現金領収した洗濯機使用料について、使用者別の台帳を作成し、現金出納帳により適切に帳簿管理に改めました。
					第2-1 (11)エ	平成22年度決算において証ひょう書類のない支出や会計管理者の確認のない支出があったので、経理規程に沿った適切な事務処理を行うこと。 [指摘根拠]:社援施6号前文、社援2618号、老発794号(別紙2)、定款準則20条	会計管理について、関係書類を含め、経理規程に沿って再確認しました。今後においても適切な経理処理に努めます。

平成23年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 中部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況・今後の改善予定
軽費	実地	平成23年12月7日	(社福)みのり福祉会	倉吉スターガーデン	第2-1 (11)	他の経理区分への貸付については、当該年度内に精算すること。 [指摘根拠]: H16老発第0312001号、H17第200500062408号	みのり大山に資金不足が生じ、やむなくケアハウスから貸し付けしたのですが、決算額の確定処理に手間取り、年度内に精算できませんでした。今年度からは会計システムのオンライン化、及び補正予算編成により資金繰りを随時把握しており、今後はこのような決算処理が起きないようにしました。なお、22年度に未精算となった借入金は平成24年2月3日に返済いたしました。
					第2-1 (12)エ	支出に関わる証ひょう書類がないものが見受けられた。経理規程に基づき金銭の支払いは、受領する権利を有する者からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて行うこと。 [指摘根拠]: 社援施6号前文、社援2618号、老発794号(別紙2)、定款準則20条	すべての書類を点検し、整備いたしました。なお、現在は法人内部で会計帳簿等のチェック体制も強化されています。
					第2-1 (11)エ	平成22年度末の財産目録の現金額が本来同額となるべき現金出納帳簿と一致していないので、適正に管理すること。 [指摘根拠]: 社援施6号前文、社援2618号、老発794号(別紙2)、定款準則20条	22年度におきましては、年度末時点でケアハウスはデイサービスへ757,615円貸付金残があり、デイサービスは普通貯金より3月31日に560,000円引き出し、手元現金と合わせて757,615円をケアハウスへ返済しました。その年度内精算取引を現金出納簿へ記入することをケアハウス・デイサービスともに怠っておりました。今後は期中は遅くとも10日以内、年度末には貸し借りを精算し、これらは小口現金経由ではなくケアハウスとデイサービスの預金振替にて処理を行い、最終的には貸し借りが発生しないようにします。

平成23年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 中部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況・今後の改善予定
					第1-1 (3)オ	保存食の保存温度が-20度以下になっているか確認すること。 [指摘根拠]:「社援施104号」	通常は冷凍庫の温度を-20度に設定していますが、今後は設定温度の確認をたびたび行うようにします。
軽費	書面	平成23年度	(社福)敬仁会	ケアハウスル・サンテリオン	—	指摘事項なし	—
軽費	実地	平成23年11月25日	(社福)親誠会	ケアハウスひまわり昭和町	第2-1 (10) 第2-3ウ	4階の夫婦部屋を個室2室に改築した変更届を提出すること。 [指摘根拠]:「軽費」第10条、「社会福祉法」第63条第1項、「消防法施行規則」第3条第1項	3月までに提出予定です。
					第2-1 (2)	経理規程第5条の経理区分に掲載されていない施設があるので、修正すること。 [指摘根拠]:「軽費」第7条、「軽費について」第1の6	3月役員会で規程改正予定です。
					第2-1 (11)エ	入所契約書第13条、第15条の条文中の「国」を「県」に修正すること。 [指摘根拠]:「軽費」第12条、「軽費について」第4の1	今後の入所契約書については入所契約書の第13条、第15条の条文中の「国」を「県」に修正しました。
					第2の5 ウ	事故発生防止のための検討委員会を定期的開催すること。 [指摘根拠]:「軽費」第33条、「軽費について」第5の16	事故発生防止のための検討委員会を定期的開催、記録の整備を努めます。
					第1の1 (7)ア(イ)	感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催すること。 [指摘根拠]:「軽費」第26条、「軽費について」第5の11	委員会を定期的開催しているため、記録整備に努めます。

平成23年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 中部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項 区分	指摘内容	改善状況・今後の改善予定
軽費	書面	平成23年度	(社福)清和会	ケアハウスうつぶき	—	指摘事項なし	—
軽費	書面	平成23年度	(社福)福生会	ケアハウス三喜苑	—	指摘事項なし	—
軽費	書面	平成23年度	(社福)立石会	みどり園	—	指摘事項なし	—
軽費	実地	平成23年11月7日	(社福)立石会	第2ケアハウスみどり園	—	指摘事項なし	—

平成23年度老人福祉施設指導監査結果報告書

機関名 西部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況
特養	実地	平成23年9月22日	(社福) 敬仁会	ル・ソラリオン名和	—	指摘事項なし	—
特養	実地	平成23年9月29日	(社福) 萌生会	ことぶき	第1の1(7)ア(ウ) 入所者処遇の充実	褥そうを予防するための体制を整備すること。 【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第16条第5項】 【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について第4の4(5)】	委員会メンバーを定め、平成23年10月より褥そう対策委員会の立ち上げを行なった。第1回委員会を10月19日に開催し、作成した指針について、メンバー全員に周知徹底を図った。今後は月1回第3水曜日に定期的に開催予定。
					第2の1(10) 施設の運営管理体制の確立	廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難路、救出の確保を考慮して定められているので、筆箆等を置いて、幅を狭めないこと。また、非常口前には物を置かないようにして、入所者の安全性を確保すること。 【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について第2】	廊下幅の最低基準以上が確保できるよう、家具の設置位置等を見直し改善を行なった。2人部屋居室廊下の非常口前に置かれていたストレッチャーについては、使用時以外は特浴室に置くよう保管場所を別に定め、全職員に徹底を図った。
					第2の3エ 防災対策の充実強化	夜勤者と別に宿直者を配置すること。 【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について第4の11(2)】	夜間宿直専門の者を配置できるのが一番良いが、現状では人材確保が困難なため、労働基準監督署より第23条関係「断続的な宿直又は日直勤務」の許可を受けることにより、職員の交代制による宿直体制の早期実現に向けて、現在協議中。
特養	実地	平成23年10月3日	(社福) 真誠会	ピースポート	—	指摘事項なし	—
軽費	実地	平成23年10月11日	(社福) 大徳会	玉真園	第2の5 事故発生時の対応	事故発生防止のための指針を整備し、委員会を設置すること。 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第33条第1項】 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について第5の】	指針を整備した。12月13日に事故発生委員会を発足させ、以後は適宜委員会を開催する。
軽費	実地	平成23年10月18日	(社福) こうほうえん	ケアハウスさかい幸朋苑	—	指摘事項なし	—
軽費	実地	平成23年10月26日	(社福) いずみの苑	ケアハウスいずみの苑	第2の1(11)エ 施設の運営管理体制の確立	サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、必要な重要事項について、分かりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して、懇切丁寧に説明を行ない、サービス提供を受けることにつき同意を得ること。 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条】 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について第4の1】	重要事項説明書を作成し利用者へ説明し交付することとした。
					第2の5 事故発生時の対応	事故発生防止のための指針について、内容を検討し、整備すること。 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第33条第1項】 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について第5の16(1)】	「事故発生防止のための基本指針」を作成し指針に基づき事故防止に努める。

平成23年度老人福祉施設指導監査結果報告書

機関名 西部総合事務所福祉保健局

区分	種別	実施年月日	法人名	事業所名	文書指摘事項		
					主眼事項区分	指摘内容	改善状況
軽費	実地	平成23年10月31日	(社福) 宏平会	ケアハウス大山のふもと	第1の1(1)ウ 入所者処遇の充実	入所者のサービスの状況に関する記録について、記載漏れがあったので、今後は適切に管理すること。 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第9条第2項】	11月30日職員会議において、全職員に記載漏れに注意するように話す。今後、ケアハウスにある図書を参考にしながら、勉強会を実施する予定。
					第1の1(13) 入所者処遇の充実	預り金に係る通帳からの現金引出しについて、依頼書が提出されていないものがあったので、適切に処理すること。 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第19条第2項】 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について第5の6(2)】	依頼書の漏れていた方については、依頼書を記入いただく。今後は規程通りに行なう。
					第2の5 事故発生時の対応	事故の発生又はその再発を防止するため、委員会を設置し、職員に対する研修を定期的に行なうこと。 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第33条】 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について第5の16】	事故報告が上げれば、翌日の朝礼で、報告するようにした。事故報告書の様式も一部変更し、全職員が読んだことが分かるようにした。今後はリスクマネジメント委員会を職員会後行なう。
養護	書面	平成23年度	(社福) 鳥取県厚生事業団	皆生尚寿苑	—	指摘事項なし	—
軽費	書面	平成23年度	(社福) 敬仁会	ケアハウスル・ソラリオン名和	—	指摘事項なし	—
軽費	書面	平成23年度	(社福) 真誠会	ケアハウスリバーサイド	—	指摘事項なし	—
軽費	書面	平成23年度	(社福) 宏平会	福原荘	—	指摘事項なし	—
軽費	書面	平成23年度	(社福) 和貴	ケアハウスかずき	—	指摘事項なし	—
軽費	書面	平成23年度	(社福) こうほうえん	ケアハウスよなご幸福苑	—	指摘事項なし	—
軽費	書面	平成23年度	(社福) こうほうえん	ケアハウスなんぶ幸福苑	—	指摘事項なし	—